

平成24年12月 3日

一 関 信 用 金 庫

「通帳未記帳取引明細」の取扱いの変更ならびに、 定期的な通帳記帳のお願い

一関信用金庫（理事長 及川 弘人）では、普通預金・貯蓄預金・カードローンのお取引内容を通帳に記帳されていない場合、一定の件数を超えるお取引（未記帳取引）につきましては、ご入金・ご出金をそれぞれ合計金額で「おまとめ」して記帳させていただきます。

○「おまとめ」の対象となる口座

- ・対象となる口座・・・・・・・・普通預金、貯蓄預金、カードローン
- ・未記帳取引明細件数・・・・・・・・100件以上

これまで、「おまとめ」した明細は「取引明細表」として送付させていただいておりましたが、平成24年12月より、送付を取り止め、お取引店の窓口にてお渡しすることといたしました。

おまとめした取引明細をご希望するお客さまは、ご本人さまを証明する資料（運転免許証など）をご持参のうえお取引店の窓口までお申し出ください。取引明細表を発行させていただきます。

なお、発行にはお時間がかかることもございます。また、おまとめした日より一定期間を超えてご希望される場合は、当金庫所定の手数料を申し受けます。

ご不便をおかけいたしますが、何とぞご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。また、お取引内容をご確認いただくためにも、定期的な記帳をお願いいたします。